

○財務省告示第四百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	五・四トン
二	一二・〇トン
三	二七・〇トン
四	一七、一二〇トン
五	九二六トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三〇〇トン	六二三トン	一二、一八八トン	八二、六四九トン	四、七三四トン	二二八トン	四一八、九六六トン	九〇二、三六三トン	四、四九〇、四五六トン	五〇、八四一トン	一五、九九九トン	二、九二一トン	二八、八六四トン	二一・八トン	三〇・五トン	一二トン

二九	三一一トン
二八	二トン
二七	七、八三ートン
二六	三、五五四トン
二五	〇トン
二四	二ートン
二三	三、〇九ートン
三三	三四二トン
三一	一八、九九七トン